

指名停止業者

商号	所在地	指名停止期間	指名停止理由
蜂谷工業株式会社	岡山県岡山市北区 鹿田町1-3-16	令和6年2月7日から 令和6年6月6日まで (4か月)	<p>蜂谷工業株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者8名を営業所専任技術者として5営業所に配置していた。また、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者2名を主任技術者及び監理技術者として8工事現場に配置するとともに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者50名を複数年にわたり技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出して、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、令和5年11月28日、国土交通省中国地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p> <p>このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第23号イ(建設業法違反行為/県外)に該当する。</p>